第二節　子との交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則	第二節　面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手続等に関する特則
（申立書の記載事項の特則）	（申立書の記載事項の特則）
第九十三条　法第六条第一項に規定する外国返還援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定する日本国交流援助の決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをするときは、当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を記載しなければならない。	**第九十三条**　法第六条第一項に規定する外国返還援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定する日本国面会交流援助の決定を受けた者又は子の返還の申立てをした者が、子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判又は家事調停の申立てをするときは、当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を記載しなければならない。
（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用・法第百四十九条）	（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用・法第百四十九条）
第九十五条　子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。	**第九十五条**　子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。
2　子との交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。	2　子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

法規的告示

○文部科学省告示第百二十九号

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の施行に伴い、及び教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第三条第一項の規定に基づき、幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十七日

文部科学大臣　阿部　俊子

幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件の一部を改正する告示

幼稚園教員資格認定試験を受けることができる資格を定める件（平成三十年文部科学省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
教員資格認定試験規程第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める資格は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六第一号若しくは第二号に該当する者として保育士となる資格を有した後、又は地域限定保育士試験（同法第十八条の二十八第一項に規定する地域限定保育士試験をいう。）若しくは国家戦略特別区域限定保育士試験（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下「児童福祉法等一部改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第六項（同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により児童福祉法等一部改正法の施行の日前に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験及び児童福祉法等一部改正法附則第十四条の規定によりなお従前の例により同日以後に実施された国家戦略特別区域限定保育士試験をいう。）に合格した後、次のいずれかに該当する者として通算して三年以上在職したもの（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）とする。	教員資格認定試験規程第三条第一項に規定する文部科学大臣が定める資格は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の六に規定する保育士となる資格を有した後、次のいずれかに該当する者として通算して三年以上在職したもの（勤務時間の合計が四千三百二十時間以上の場合に限る。）とする。
一・二　［略］	一・二　［同上］
三　次に掲げる施設の保育士（当該施設が児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体の区域内又は施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域内にある場合にあっては、保育士、当該認定地方	三　次に掲げる施設の保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）